

『榑桑名賢文集』の書入れ：荻生徂徠の元禄名賢月旦

大庭, 卓也
九州大学大学院博士後期課程

<https://doi.org/10.15017/9392>

出版情報：語文研究. 86/87, pp.204-219, 1999-06-04. 九州大学国語国文学会
バージョン：
権利関係：

『博桑名賢文集』の書入れ

——荻生徂徠の元禄名賢月旦——

大庭卓也

一 緒言

『博桑名賢文集』(元禄十一年刊、以下『名賢文集』と略記)は、京都の書肆・林文会堂義端が編輯出刊した、幕初より元禄期に至る儒家名流の文章を収めた総集である。義端は伊藤仁斎門人であるから、古義堂一門の文章が目立つものの、収録作者は一応、江戸・京都・長崎の三都に及ぶ。凡例に、既に別集が世に行われる者を除いた作者の文章を、元禄七年から五年間に亘って集めたと言い、その数は「凡、当世名家、大作搜索シテ無遺ヌコト。旬儲年貯累トシテ、如丘」(自序)という有り様であったと記す。事実、義端が以後も『博桑名賢詩集』(宝永元年刊)のような類似する書物の出版を重ねていることは、元禄期を迎えた頃には、写本で流布する当代儒家の詩文が相当に蓄積されて、飽和とも言うべき状態にあったこと

を如実に示している。『名賢文集』のような、現代作家の作品に拠る総集の出刊は自然の成り行きでもあった。宮利主義の編輯ゆえ、それだけに著名人の文章を載録することに苦心した筈であり、その意味でも該書は元禄文壇の趨勢を反映した、当代性の極めて濃いものと言わねばならない。(註)

九州大学附属図書館萩野文庫にも『名賢文集』一本を蔵する。摺りの状態も悪く、近世中期以降の後印本と覚しいが、第一冊表紙右肩に「本ノ希ナル上ニ物徂徠ノ評語アルハ殊ニ珍トスベシ」と墨書され、即ち荻生徂徠が批語を施したという、いわく付きの一本である。中味を検するに「徂徠物茂卿評」と称して欄上に計二百六十九箇所に亘る批語が朱筆で書入れられ、吾々の注意を惹く処となっている。本稿では、この萩野本『名賢文集』の書入れを徂徠の批語と見做してよいのか、その真偽を確かめ、更にはこの書入れが近世初・中期の文学史に於て意味する処に考察を加えることとしたい。

二 萩野本書入れの諸相

先ず萩野本『名賢文集』の書誌を左に記しておこう。

○巻冊数 半紙本五卷六冊。原裝。

○表紙 薄茶無紋。原裝。第一冊右肩に「本ノ希ナル上ニ物徂徠ノ評語アルハ殊ニ珍トスベシ」と墨書。各冊右下に請求番号紙「萩野文庫ノフ／＼」。右上に貴重書ラベル。二・二・六×一六・二櫃。

○題簽 左肩単枠。「博桑名賢文集 序 凡例 総目 卷之一 本(卷之一末・卷之二・卷之三・卷之四・卷之五終)」。一七・七×三・四櫃。

○構成 第一冊、扉一丁。序文三丁。凡例二丁半。白紙半丁。目錄七丁。内題「博桑名賢文集前編卷之二」。本文八丁。尾題無し。第二冊、内題無し。本文三六丁。尾題無し。第三冊、内題「博桑名公文集前編卷之二」。本文五六丁。尾題無し。第四冊、内題「博桑名公文集卷之三」。本文一七丁半。白紙半丁。第五冊、内題「博桑名公文集卷之四」。本文一九丁。尾題無し。第六冊、内題「博桑名公文集前編卷之五」。本文三五丁。尾題無し。刊記半丁。白紙半丁。

○柱刻 上部に「博桑名公文集 卷之一(二・三・四・五)」。
下部に「〇」。

○刊記 蓮牌木記に「元禄戊寅仲夏月／文会堂林丸成梓」。

○藏書印 各冊初丁表に「敬亭藏／書記」(朱陽印)。

○備考 第一冊初丁表書腦に「徂徠物茂卿評」、以下欄上に総計二六九箇所の批語、また第五冊本文最終丁裏欄上に「徂徠物茂卿批評」と朱墨にて書入れ。

以下に一、二の情報を補足する。初印本と覚しい中野三敏先生御所藏本『名賢文集』は、見返し中央に魁星印、左下「文会堂續梓」とある所に「文会堂」の二顆の朱陽印が捺されるが、萩野本にはそれがない。また中野本は欄上に七・四櫃の余裕を持たせた稍や縦長の大本で五卷三冊、即ち各冊約二巻の配分であるのに対し、萩野本は欄上を三・六櫃に狭めた半紙本であり、冊数も巻一を「本」巻と「末」巻とに二分して各冊一卷に配分した、六冊である。版面も磨滅が目立っており、従って萩野本は近世中期以降の後印本であろうこと、既述の通りである。

また書入れの文字は一画々々丁寧に書く繊弱な書体であり、例えば、みず書房版『荻生徂徠全集』第一巻口絵の『徂徠答問書付巻 往復書簡』(致道博物館蔵)に見られるような、徂徠の細字の力強さは見受けられない。もしこれらが徂徠の批語と認められるならば、徂徠自筆書入れの『名賢文集』が別に存在し、後人が書入れのみを転写したものが萩野本である、と看するのが妥当であろう。

次に批語が施される『名賢文集』収録文章を明示しておく『表一』。各文章に対する批語は精粗区々であり、例えば複数

の文章をひと括りに評する例がある一方、仁斎・東涯の文章になると、急に批語の数を増しており、これがひとつの傾向となっている。批語の内容を私に分類すれば、(1)語順の誤りの指摘、(2)「和字」「和句」等、語彙の誤用の指摘、(3)不適當な修辭の指摘、(4)叙述内容の批判、(5)作者に対する評判・批判、の凡そ五点となる。これらの内、(1) (3)が批語の過半を占めており、即ち主として語学的な見地から批語が施されているのである。

現時点で徂徠の伝記に関して最も精細な考証である平石直昭『荻生徂徠年譜考』(平凡社 昭59)に拠っても、徂徠が『名賢文集』に批語を施したという一事を導き出すことはできない。『護園談余』のような、徂徠の名に偽託した書物も少なからずあることから、荻野本の書入れを何の手順も踏まぬままに徂徠の批語と見做すのは少々危険であろう。よって次節では、徂徠周辺の人物の証言を辿りながら「徂徠は『名賢文集』に批語を施すことがあったのか」、この素朴な疑問から立証しておきたい。

《表一》荻野本『博桑名賢文集』書き入れ所在一覽(○印は書入れのあることを示す)

【賦類】林鷲峰「黄葵賦并序」、○大高坂芝山「文章賦」、○安東省庵「遊黒崎山賦」、○村田通信「東山春遊賦」、○伊藤素安「秋蟲賦」
 【記類】林鷲峰「重脩武州先聖殿記」、同「国史館記附本朝通鑑條例」、○山崎闇斎「恒庵記」、○人見竹洞「隨心庵記」、○木下順庵「養老石記」、○伊藤垣庵「聚遠亭記」、○伊藤仁斎「小紫石庄書記」、○伊藤東涯「曲肱軒記」、○宇都宮遜庵「洗石亭記」、○北村篤所「冬嶺記」、○堀玄達「曠懷堂記」、○名古屋玄医「納涼記」、同「京宮士記」、松下見林「一休疎後小松院色紙和歌記」、釈玄之「鐵炮記」、○釈月坡「四美亭記」、○釈月潭「含玉軒記」、○同「遊高雄山記」、○宮川道達「黒谷紫雲石記」

【序類】安枕窩主人「八幡宮本紀序」、勘解由小路藤韶光「応制題咏百首詩序」、林鷲峰「東国通鑑序」、林鳳岡「鷲峰先生林学士全集序」、○山崎闇斎「敬斎箴序」○同「近思録序」、○同「送小川定序」、○同「贈山休序」、○佐藤直方「四書便講序」、○浅見綱斎「某人字序」、○同「講学鞭策録序」、桑名黙斎「孟浩録序」、○三宅観瀾「謁楠公正成碑詩序」、○木下順庵「朝鮮成学士翠虚集序」、安東省庵「四書道德総論序」、同「送宝蓮上人序」、安東省庵「送宝蓮上人序」、○伊藤仁斎「送荒川景元赴杭州序」、○同「送片岡宗純歸柳川序」、○同「文式序」、同「送肥陽村上生婦郷序」、○同「題雪浪堆詩歌序」、同「送山口勝隆契長序」、同「魯齋心法序」、同「送木村信甫歸羽州序」、伊藤東涯「贈江田謙斎之土州序」、同「送渡辺正庵歸国序」、同「贈長尾誠斎婦土之高知序」、同「贈吐山又庵帰郷序」、同「贈木村信甫歸秋田序」、同「送人遊宦序」、中島訥所「送近藤好重之東都序」、南部草寿「集義和書序」、藤井懶斎「国朝諫諍録序」、松下見林「神国童蒙先習序」貝原好古「八幡宮本紀序」

【論類】○朱舜水「孫子兵法論」、○三宅正堅「食肉論」、山崎闇斎「湯武

革命論、安井真祐「勿憚改過論」、○伊藤東涯「漢文帝除肉刑論」、同「姚崇約十事論」、○同上「上智与下愚不移論」、小河立所「万物備於我論」、貝原益軒「時宜論」、伊藤垣庵「源賴朝論」、安東省庵「公論論」、堀玄達「漢高帝論」

卷四

【説類】勘解由小路藤紹光「四靈説」、○山崎闇斎「作判命野中千説」、○伊藤仁斎「詩説」、伊藤東涯「奇童説」、○貝原益軒「処死説」、○釈蘭谷「養蘭説」
【弁類】○山崎闇斎「世儒剃髮弁」、○安東省庵「朱陸弁」、○伊藤仁斎「儒医弁」、○伊藤東涯「春秋正朔弁」、貝原益軒「日本称耶麻止弁」、○長岡恭斎「普渡慈航弁」

卷五

【贊類】○林説耕斎「富士贊」、○朱舜水「楠正成贊」、○和田宗允「梅花野処贊」、○長岡元甫「福祿壽贊」、○長岡恭斎「御扇竹虎贊」、○伊藤東涯「三將軍贊」、釈大随「三教吸沓贊」
【伝類】○安東省庵「春栄伝」、○鶴飼練斎「静伝」、○名古屋玄医「桐液先生伝」、○伊藤素安「周盈真人伝」、○村上冬嶺「二魂伝」
【銘類】○山崎闇斎「刀銘」、○同「刀銘」、○伊藤垣庵「桜川研銘」、○伊藤仁斎「青山石銘」、○伊藤東涯「書几銘」、○釈師点「和州平岡極楽寺鐘銘并序」
【書類】○安東省庵「呈柳震沢詞宗書」、○柳川震沢「答安東省庵先生書」、○山崎闇斎「答片岡正之書」、松永昌三「謝長岡意丹大医書」、○伊藤仁斎「答安東省庵書」、○釈道香「与劉東閣先生書」、○彭城宣義「答釈道香上人書」、○同「答釈道香上人書」、○長岡恭斎「謝懶斎藤徵君書」、○藤井懶斎「答長岡恭斎書」

三 徂徠批語の可能性 —— 『文戒』との関連 ——

そこで、弟の宇野士朗と共に京坂への徂徠学移入に功績のあった、宇野明霞の田中大観宛書牘「復田文瑟書」(『明霞遺稿』巻八所収)の中で、徂徠が『名賢文集』に批語を施したことを報する、次のような一節を先ず提示しておく。本書牘は、明霞の文に大観が加えた批評を受け取った謝辞に始まり、以後文章批評論を展開する。うち徂徠及び護園一門に筆を及ぼして曰く、

僕又謂フ、今ノ文章、物門ノ士 其ノ人タルト称ス。其ノ自許スル所、人皆ナ濟南、文皆ナ秦漢ニシテ、而モ亦我ニ病ヲ発セシム。物子ノゴトキハ則チ既ニ『文戒』ヲ著シヲヘ、又『名賢集』ナル者ヲ刪潤ス。是レ其ノ病固ヨリ大ナリ。僕弱冠ノ時、『文戒』ト刪潤スル所トノ二首ヲ得テ之ヲ覽、遂ニ其レガ為ニ染シラル。…

(原漢文・傍点大庭、以下同)

ここに言う「病」とは、引用箇所の前に「足下自謂フ、有ニ雌黄之癖、不能自己」乃至「乃以爲病。鼎不佞才不能及」(『文瑟』)而雌黄之病固先之矣」とあるから、文章を添削する癖を指す。即ち、文章を自認する現今の護園諸家の文章は、自分に「雌黄之癖」を発せしめるが、もともとこの癖は明霞が「弱冠時」即ち正徳元年頃に、徂徠の著述『文戒』

と徂徠が刪潤した『名賢文集』とを見るに及んで誘発されたものである、と明言するのである。

ここに明霞が、『文戒』と徂徠が刪潤した『名賢文集』とを並置して言及したことには、^(註2)或る意味で必然性が認められる。と言うのも、『文戒』は仁斎・山崎闇斎、および独庵玄光等三人の文章の語法上の誤りを論駁したもので、仁斎等の文章を多く『名賢文集』から採って例証として掲げているからである。『文戒』は、徂徠が古文辞説を唱道する以前に、朱子学の立場から仁斎の学説を批判した第一著作として屢々言及される『護園隨筆』五卷五冊の附録として正徳四年に刊行、現在の中国語学研究のレベルからはその論駁は概ね首肯されず、^(註3)また附録としての性格から、『護園隨筆』本編の方が前面に取り上げられて影の薄い著述であるが、吾々のよく耳にする書物ではある。従って明霞が正徳元年頃に手にした『文戒』と言うのは、未だ稿本のままの写本であったことになる。

更に「復田文瑟書」の後続箇所には、徂徠が刪潤した『名賢文集』に関して、江戸の徂徠の許へ享保九十年の間、遊学した弟士朗からの伝聞として次のような言葉が続ける。

僕又之ヲ聞ク、始メ物子文章ヲ倡ヘテ循々ト人ヲ誘ヒ終日倦マザルト。士朗從遊スルニ及ブ比ハ、則チ大ニ然ラズ。苟シ操觚屬辞スレバ、輒チ其ノ業ヲ許シ復タ規スル所無シ。其ノ心ニ謂フ、齷齪ト。弁斥スレバ彼ガ志氣ヲ沮ム。其ノ業漸ニ進メバ、自ニ其ノ非ヲ知ラン。不言

ノ教ヘオヲ育スルニ庶幾スト。而シテ其ノ刪潤スル所、篋中ニ蔵シテ出サズ。：

即ち、士朗が遊学した頃には、徂徠は以前と異なり、文章に關して放任主義を採っており、その刪潤した『名賢文集』を秘して、門人に示すことはなかったと言う。これは徂徠の訓誥学を強く意識した明霞の発言であるから、^(註4)信頼に足るものと思われ、徂徠批語の施された『名賢文集』の伝本が少ない理由は、この点に求められるであろう。

以上、この明霞の大観宛書牘に拠って、正徳元年頃には既に徂徠が『名賢文集』に批語を施し終えていたこと、およびそれは『文戒』著述と関連があるうこと、この二点を先ず確認しておきたい。

この明霞の書牘は回想の言であるから、徂徠が『名賢文集』に批語を施した時期に關して、残念ながら時間的な正確さを期待し得ないが、次に徂徠の門人側の証言からその曖昧な点を少しく補っておこう。徂徠門のなかでも古參格である安藤東野が、宝永七年に太宰春台に宛てた書牘「与徳夫」(『東野遺稿』卷下所収)では、春台の文章を材料として徂徠と文章を論じたことを報じるが、徂徠は「春台に匹敵する出来映えの文章は、かの『名賢文集』にもない」と東野に告げたことを記しており、この頃、徂徠が文章を論じる際、『名賢文集』を強く意識していた消息を伝えている。

不佞近ゴロ荻徂来ト文ヲ論ズ。文ヲ論ズレバ、輒チ未ダ

嘗テ吾ガ兄(大庭註・春台をさす)ニ及バズンバアラズ。曰ク、吾ガ觀記スル所ヲ以テスルニ、殆ド復タ吾ガ徳夫ニ若ク者有ルコト無シト。… 徂來モ亦タ楊扞シテ口ヲ容レズ。曰ク、独リ子ガ觀記スル所ノミニアラズ、子、独ゾ彼ノ『名賢文集』ナル者ヲ見ザルヤ。徳夫ガ比ナル者、十二一有ルコトヲ得ンヤト。…

この東野の記述は、徂徠が宝永末年頃には『名賢文集』に批語を施しはじめていたことを示唆するに充分ではなからうか。このことは同時に、徂徠が『文戒』執筆の準備にこの頃より既に着手していたことをも示すこととならう。

以上、徂徠がその著述『文戒』との関連の許に『名賢文集』に批語を施したであろうこと、そしてその批語は宝永末年頃に施されていたであろうこと、を述べた。即ち萩野本『名賢文集』の書入れは、高い可能性を以て徂徠自身のものであることがこれらの事象から確認されたと言つてよいであらう。

四 萩野本批語・『文野』・『文戒』

では萩野本の批語と、『文戒』における『名賢文集』収録文章に対する論難とは、どのように連動するものであらうか。

『文戒』は「第一戒『和字』」「第二戒『和句』」「第三戒『和習』」の三部より構成して、仁斎、闇斎、玄光等三人の文章を逐摘録して批判の対象とするが、その際には依拠した書名を逐

一明示する。即ち仁斎の文章は『語孟字義』(元禄八年偽刻、宝永二年刊)、『童子問』(宝永四年刊)および『名賢文集』、闇斎は総て『名賢文集』、玄光は『瘦勃』(元禄四年序刊)にそれぞれ依拠し、『文戒』全九十条の内、『名賢文集』からの引用は計二十一条に亘る。結果から言えば、二十一条の論難のうち、萩野本の批語と一致するのは十六例である。残りの五例は、一致しないと言うより萩野本に批語が施されていないのであるが、中には萩野本の他の箇所と同趣旨の批語がある場合もあり、これは徂徠が批語の重複を避けたと見做せるものであらう。

そこで次には「第一戒『和字』」に援用する『名賢文集』からの例証、およびそれに対する徂徠の論難六条を掲げて、萩野本の批語と対応させてみることにする。

イ 又「送^ニ荒川景元^ヲ序^ス」ニ曰ク、「久積累^{スルハ}為^ニ其^ノ有^ル大成^也也。遇^フ良師友^ニ為^ニ其^ノ得^ル命脈^也也」ト。「名賢」
卷ニ載ス。

「命脈」ハ是レ其ノ家言、故ニ和字タリ。

ロ 又曰ク、「就^ニ正^レ有道^ニ、商^ニ議^ス朋友^ニ、必得^ル其^ノ肯綮^也、而^テ後^ニ止^ム」ト。同上

「肯綮」ハ以テ其ノ一事ヲ語ルトキハ則チ可ナリ。此レモ亦其ノ平生、徒ニ対シテ講説スルガ習ヒノ言ナルヲ以テ誤マル。故ニ和字タリ。

先ず仁斎「送荒川景元序」^(註)からの二条。共に萩野本に対応

する批語が無い例である。但徠は「第一戒和字」の冒頭で「而講師経生別有_レ家言者、均之皆訛_レ用_レ中華ノ語、実、非_レ其_レ義。最堪_レ惑_レ人。則併_テ撰_ス此」と、家塾内で慣用する語は中華の言語ではないと述べる。仁斎は儒学の伝統・大系を「血脉」「学脈」と呼び、これを理解することを学問上最も重んじた。故にイでこれに似る「命脈」なる語を古義堂のみで用いる「家言」とし、和字であることを指摘するが、萩野本のこの箇所には批語がなく、一致しない。但し『名賢文集』巻四所収の仁斎「詩説」の「則_レ二雅三頌不_レ待_レ用_レ工而其意義血脉皆得_レ之於此」なる一節に、萩野本では「血脉彼家言終非華人言語」（「血脉」ハ彼ガ家言、終ニ華人ノ言語ニ非ズ）と、同趣旨の批語を施す例がある。

《表一》

『文戒』部立	『文戒』本文	萩野本批語	備考
第一戒和字	<p>關齋先生「贈山休序」ニ曰ク、「唐之賈蘭仙初為浮屠、韓昌黎所勸去之」ト。「名賢」</p> <p>上ノ「之」ノ字、刪クベシ。此レ転声ニ縁リテ誤ル。「所」ノ字モ亦刪クベシ。此レ和訓ニ縁リテ誤ル。「去之」、終ニ是レ和語。「教去之」ニ作ラバ稍ヤ通ゼン。</p> <p>又「湯武革命論」ニ曰ク、「論語独謂武未_レ尽善。而集注合湯謂之者何耶」ト。「名賢」</p> <p>「合」ハ当ニ「併」ニ作ルベシ。下ノ「謂」ハ当ニ「言」ニ作ルベシ。</p>	<p>※（ ）内、大庭註記</p> <p>萩野本批語</p> <p>「所勸去之」和語「去之」字不文曉。</p>	<p>備考</p> <p>關齋</p> <p>同右</p>

ハ又「詩説」ニ曰ク、「詩之一經、聖人游戲三昧、書也」ト。「名賢」巻四ニ載ス。

「游戲三昧」、語ヲ成サズ。亦タ其ノ家言。

同じく仁斎「詩説」より家言の指摘。萩野本批語に「游戲三昧不做義亦和語」（「游戲三昧」義ヲ做サズ。亦和語）とあり一致。

ニ又「儒医弁」ニ曰ク、「世俗有_レ儒医之称。蓋医ニシテ而窺_レ儒者、自耻_テ其_レ為_レ小道、且与_レ巫覡賤工_ニ伍_ス、而窃_レ欲_レ列_レ于儒_ニ而表_レ見_レ其名_上也。其事固卑陋最小、莫_レ足_レ深弁_レ者_中矣。然、世之貧汚卑屈、懷_レ欲_レ無_レ厭、屢試不_レ第、抑鬱迷昧、不_レ能_レ以自立_レ者、逃_レ儒_ニ而帰_レ之、則固不_レ可_レ不_レ為_レ世道之害_上也」ト。「名賢」巻四ニ載ス。

<p>又曰ク、「孟子答齊宣問湯武放伐、曰誅紂而不及伐桀」ト。同上〔名賢文集〕卷三 「曰」ハ当ニ「言」ニ作ルベシ。亦和訓ニ縁リテ誤ル。</p>	<p>又曰ク、「湯放桀得天下、則雖有放伐之異、而遂与武王同矣」ト。同上〔名賢文集〕卷三 「遂」ハ当ニ「終」ニ作ルベシ。</p>	<p>又「世儒剃髮弁」ニ曰ク、「我国自古、王公未嘗剃髮。中葉以降、士民之俗、円剃頂髮束其餘髮於後而斷其端焉。然則世儒剃髮、是其党之俗而非天下之俗也」ト。〔名賢〕卷四 此ノ「天下」、我国ヲ指ス。而レドモ唯ダ中国ノミ天下ト称スルコトヲ得。亦平生常言ノ称スル所ニ縁リテ誤ル。</p>	<p>又「庄書小紫石記」ニ曰ク、「若吾小河君頽然一翁也。然雅尊經籍、嗜倭歌、尤好聚奇書。遇於凡故家之弊篋、好事之蠹餘・秘記・奧牒・殘簡・旧牘、所未嘗見之書、蔑不干求乞假、謄写輯録、以藏之於家」ト。〔扶桑名賢〕第一卷ニ載ス 「凡」ノ字ハ当ニ「遇」ノ字ノ上ニ在ルベシ。仍チ「於」ノ字ヲ刪キテ乃チ可ナリ。 「凡」ニ字ハ自ラ下ニ在ル者有リ。此ト同ジカラズ。又此ノ方ヲ「倭」ト称スルガゴトキ、本佳称ニ非ズ。故ニ本邦自ラ「和」ヲ以テ之ニ代ヘル。而ルニ近歳ノ学者、頗ル本邦ヲ称シテ本朝ト為ス者ノ、非タルコトヲ識レドモ、「和」ハ諸ヲ「倭」ニ比スレバ、反リテ雅名タルコトヲ識ラズ。但ダ其ノ造語ノ扱バザルニ属シテ、和字・和句ノ病ム所ニ非ザルヲ以テノ故ニ此ニ附言ス。</p>	<p>又「送荒川景元序」ニ曰ク、「其悅者私景元者也。憂者羨景元者也。惜者知景元而疎遠者也。憂者愛景元而欲深成之者也」ト。〔名賢〕二 「深」ハ当ニ「愛」ノ上ニ在ルベシ。 又曰ク、「今若景元之学、未必及乎古人。而其憂之者、非直以賢良称之。則愛景元者憂至深也。豈不宜哉」ト。同上〔名賢文集〕卷二 「非直」ハ当ニ「直非」ニ作ルベシ。</p>
<p>該当する批語なし</p>	<p>該当する批語なし</p>	<p>「天下」和語。</p>	<p>「遇於凡」顛倒。</p>	<p>「深成」顛倒。</p>
<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>仁齋</p>	<p>同右</p>

第二戒和句

	<p>又「送片岡宗純序」ニ曰ク、「故吾始焉而悦之、晚焉而厭之、而又最後思其或有自屹然於流俗之中、而潛心聖賢之大業者、在于其間矣」ト。同上〔名賢文集〕卷二</p> <p>「又」ノ字ハ当ニ「最後」ノ下ニ在ルベシ。</p>	「又最後」顛倒。	同右
	<p>又曰ク、「嘗我從祖来自播陽。往見之」ト。同上〔名賢文集〕卷二</p> <p>「嘗」ノ字ハ当ニ「祖」ノ字ノ下ニ在ルベシ。</p>	「嘗」顛倒。	同右
	<p>又「青山石銘」ニ曰ク、「頃士人、嘗持其石来于京師、見于前右丞相藤公、求其名与詞。公視之愛玩不置。便賜以倭歌及青山佳名」ト。〔名賢〕卷五ニ載ス</p> <p>改メテ「賜名青山」及ヒ「和歌一首」ニ作ラバ乃チ可ナリ。</p>	「青山佳名」和語。	仁齋
	<p>關齋先生「近思録序」ニ曰ク、「孟子没而聖学不伝者、其無此階梯也」ト。〔名賢文集〕卷二</p> <p>「其無階梯也」ハ終ニ是レ和習。「其」ノ字ヲ削去シテ稍ヤ通ゼン。</p>	「其」字不是。	關齋
第三戒和習	<p>又曰ク、「夫学之道在致知・力行之二、而存養則貫其二者也」ト。〔名賢文集〕卷二</p> <p>或ハ「夫学之道在知行而存養工夫実貫二者」トイフニ作ラバ、稍ヤ可ナリ。</p>	「在致知力行之二」和語。 <p>「貫」和語。</p>	同右
	<p>又曰ク、「雖何北山著發揮、恐微言未折也」ト。〔名賢文集〕卷二</p> <p>是レ懸度ノ語ニ似タリ。</p>	「恐」不是。	同右
	<p>又曰ク、「玉山講義發揮四子。旁通情也」ト。〔名賢文集〕卷二</p> <p>古語ヲ剽取リテ散スルニ新字ヲ以テス。都テ變化剪裁ノ手段無シ。颯然タル面目醜スベシ。師練ガ「釈書」ノ中度摠論聚分韻略ノ序中ニ之レ有リ。而シテ昧者、贊嘆シテ以テ巧妙ト謂フ。沿襲套ヲ作シ、滔々トシテ皆ナ是ナリ。</p>	乍似古文	同右

下ノ「固」、当ニ「誠」ニ作ルベシ。

同じく仁齋「儒医弁」からの一条。萩野本批語に「固字義錯」〔固〕ノ字義、錯とあり一致。

ホ 又曰ク、「昔者齊之野有売石之似玉者。欲増」

其ノ価。怯人之不^レ求^レト。同上〔名賢文集〕卷四

「怯」ハ是レ「勇」ノ反、故ニ其ノ泛用スル者、亦畏憚ノ意有リ。此レ訓ノ同ジキニ縁テ誤マツ。

萩野本批語に「怯字義錯」〔怯〕ノ字義、錯とあり一致。

へ 又曰ク、「然^{シテ}而爾^レ後」ト。同上（『名賢文集』巻四）

「然」「爾」一ヲ去リテ可ナリ。此レ「爾」字ノ和訓、「其」字ト同ジキヲ以テノ故ニ誤マツ。

萩野本批語に「然而爾後和語」（然而爾後）和語とあり一致。右のように、「第一戒」和字」の論難六条と萩野本の批語とを対応させたが、簡潔な批語を敷衍するかたちで『文戒』の論難が形成されていく過程が見て取れるであろう。次に残りの十五条をも表のかたちで萩野本批語と対応させておく（表二）。

以上、記述がやや雑然としたが、二十一条に亘って『文戒』に援用される『名賢文集』収録文章に対する徂徠の論難のうち、十六条が萩野本批語と対応することを確認した。このことは、徂徠が『文戒』を著述する際、その覚書程度に『名賢文集』に批語を施した、それが萩野本の書入れであることを示すものであろう。

さて叙上の考察から、萩野本批語——『文戒』という関連を明らかにしたが、すれば、従来『文戒』の初稿と推測される徂徠の散佚著書『文野』を考える上でも、この萩野本の批語は有効性を發揮するのではなからうか。

服部南郭が師の著書を刪定した「物夫子著述書日記」（宝曆三年春撰、同年刊の徂徠著『中庸解』末尾に附す）には、この『文野』に関して「文野一卷／＼右初年所作。前已焚毀」と記す。確かに本書が罹災したという事実は、享保六年四月十

三日執筆と考証される、徂徠の藪慎庵宛国字牘（註）に、

一、「文野」藁焼亡候。文字ノ顛倒之事を書申候。文章會得したる上ニテ口をき、候たりニハ、成可申候へ共、文章を学候為ニハ曾而成不申物故、焼亡之後、取立不申候。

…
という条りがあり、徂徠自身の言に拠って確認される。現在手にし得る写本『文野』は、『日本諸家人物誌』（寛政十二年刊）の徂徠の項に『文野』を述べて

此火災ニカ、リテ世ニ伝ハラズ。近来書肆ノ手ニ写本ニテ行ハル、ハ、『護園隨筆』ノ附録ニノセタル『文戒』ヲ写本ニシテ利ヲ射ルモノ、標題ヲヌスミタルナリ。

とあるごとく、『文戒』を敷き写しにしたものであり、『文戒』と異なるのは、末尾に『名賢文集』巻五所収の安東省庵「春榮伝」、鶴飼練斎「静伝」の二首を刪潤してみせる処であるが、その批語は簡単な語句の註記に終止して刪潤の体を成しておらず、勿論萩野本の批語とも一致しない。例えば、内閣文庫蔵『文野』（写本一冊）の末尾には「丙午之冬於護園家塾書写」等と思わせぶりの識語を備えるが、それが却っていか（註）がわしい偽書の雰囲気を一層強めている。

しかし罹災する以前の『文野』は前引の慎庵宛国字牘で徂徠が告げるように、「文戒」と同様「文字ノ顛倒之事」を詳述したものであったことは間違いない。吉川幸次郎「徂徠学案」以来、『文野』は『文戒』の初稿とする説が踏襲されて今に

至っている。筆者はこの見解の根拠を掴み得ていないが、『徂

徂集』書部の記述で本書を辿ってみると、正徳元年執筆山泉
周南宛書牘「与懸次公」第三書（巻二一所収）に、

予『文野』ヲ作ル。備ニ言フ、華人ノ言語ハ、纒カニ口
ヨリ出ヅレバ輒チ天秩有リ。位置森然トシテ、得テ紊ス
ベカラザル者有リト。稿未ダ成ラズ。成レバ將ニ寄セン
トス。：

と、『文野』を執筆中であることを伝え、また翌正徳二年初夏
執筆の入江若水宛書牘「与江若水」第五書（巻二六所収）に
は、

独リ此ノ方近来、却テ聡慧ニシテ筆受ニ堪ヘル者少キヲ
苦シムノミ。煥図（安藤東野）工夫没ク、亦『文野』ヲ
写シテ足下ノ人情ヲ作スコト能ハズ。：

と、『文野』の執筆を終えてその稿本を清書する段階にあるこ
とを言うから、該書の成立は正徳元・二年の交、即ち『文戒』
を執筆すべく徂徠が『名賢文集』を刪潤した宝永末年と極く
自然に連動する。

『文野』を『文戒』の初稿と見做すには若干の疑義が残る
としても、萩野本の批語は『文戒』一部の淵原であり、且つ
『文戒』に活かされなかった多くの情報量を有するのである
から、『文野』の淵原でもあった可能性もそこに十分に考慮さ
れねばなるまい。萩野本の批語は、伝存しない『文野』の趣
をも具体的に伝えるものと見てよいのではなからうか。

五 徂徠の元禄名賢評

第二節で見たように、萩野本の批語の内には『文戒』に取
り入れられなかった、『名賢文集』収録作者に対する徂徠の評
判が存する。公表されぬ覚書であるから、それだけに宝永正
徳の交の徂徠の思惑が如実に投影されているとも言える。即
ち、これらの批語を見ることは徂徠という当代人の眼を通し
て元禄文壇を見渡すことにも繋がるであろう。よって本節で
は、しばらく徂徠の元禄名賢評を点綴することとする。

『護國隨筆』の執筆意図は仁斎の学説の論駁に在り、従っ
て萩野本の批語も古義堂派には敵しい。例えば仁斎「青山石
銘并序」（巻五）の銘の部分に評して曰く、「比諸中華名賢箴
銘簡短者殊覺欠斤両文章之法大者縮之使小者拈之使大故雖
小無不足雖大無所溢今觀此等文只是小耳」（諸ヲ中華名賢ノ箴・銘
ノ簡短ナル者ニ比レバ、殊ニ斤両欠クヲ覺ユ。文章ノ法、大ナル者ハ之ヲ
縮メテ小ナラシメ、小ナル者ハ之ヲ拈メテ大ナラシム。故ニ小ナリト雖ドモ不
足無ク、大ナリト雖ドモ溢ルル所無シ。今此等ノ文ヲ觀ルニ、只夕是レ小ナル
ヲ覺ユルノミ）と、文体への論駁は口を極め、その饒舌は単なる
批語というに留まらず、もはや雑言に近いものがある。

その他京儒としては閻斎の崎門派に殊に敵しい批語を施し
ている。徂徠は、講釈を重視する崎門派の学問を俗学として
嫌い、『護國隨筆』巻二では「而及閻斎者出、海内靡

然^{トシテ}、禪^ヲ風^ニ。凡^ソ為^ル經生^ニ者、皆其^ノ餘流^ニ。然^{レモ}、其^ノ人始^ニ述^{レテ}禪^ヲ而^テ歸^ス於^テ儒^ニ。逃^{レテ}儒^ヲ而^テ又^テ歸^ス於^テ巫祝^ニ。其^ノ於^テ聖人之道^ニ實^ニ無^キ所^ニ見^ル者^ヲ可^ク知^ル焉^ト、暗^ニにその學說が神道へ傾斜したることへの批判をほめめかすが、闇齋「作判命野中干説」(卷四)の批語では「此篇它日解經及學神道造創秘訣誑惑童蒙者其端見焉」(此ノ篇、它日經ヲ解スルニ神道ヲ學ビ、秘訣ヲ造創シテ童蒙ヲ誑惑スルニ及ブ者、其ノ端焉ニ見ユ)等と、赤裸々な垂加流闇齋字への批判を見出すことができる。

しかし古義堂派、崎門派以外の京儒には、松下見林「一休諫後小松院色紙和歌記」(卷一)に「不足論」(論スルニ足ラズ)、宮川一翠「黒谷紫雲石記」(卷一)に「不容評」(評ヲ容レズ)、長岡恭齋「晋渡慈航弁」(卷四)に「不容評」(評ヲ容レズ)等と齒牙にも掛けていない。このことは、徂徠が京儒を批判する際、その矛先は畢竟、古義堂派、崎門派に向けられていたことを示すであらう。

しかし、京儒の内では珍しく賛辞を与えている例がある。那波活所門の村上友詮「二魂伝」(卷五)に「妙文編中莫有踞其上者」(妙文。編中、其ノ上ニ踞ル者無シ)と評し、また闇齋門の鶴飼練齋(通称金平)「静伝」(卷五)には、冒頭「金平亦奇才」(金平亦タ奇才)とその文才のあることを言い、末尾の評「酷肖史遷」(史遷ニ酷肖ス)、即ち「司馬遷に匹敵する出来である」と言う。これらは他の京儒への酷評を考えれば最大の賛辞であらう。徂徠が能文家として独庵玄光を推したことは『護園隨

筆』巻四に見えるが、友詮、練齋もまた徂徠が認める人物だったのである。

『名賢文集』には江戸の儒者として、林家一門の文章を多く収める。即ち、林鷺峰三首、林読耕齋一首、林鳳岡一首、鷺峰門の人見竹洞一首、羅山門の和田宗允一首であるが、うち鷺峰、鳳岡の文章には批語がなく、他の三人にはそれが存する。これは、徂徠が延宝五年十二歳で林家に入門して、そこで直接師事したのが鷺峰、鳳岡であり、師の文章に批語を施すことには忌憚の念がはたらいた故であらう。一方、読耕齋は早く万治四年に没して徂徠は見えたことなく、また竹洞、宗允は謂わば林家の傍流であるから、それがはたらかなかつたと解すれば一応説明はつく。

熱海近郊の勝景を叙した竹洞「隨心庵記」(卷一)には「熱海之海濱熱海之温泉不見其佳覺其冗」(熱海ノ海濱、熱海ノ温泉、其ノ佳ナルヲ見ズ。其ノ冗ナルヲ覺ユ)、宗允「梅花野処贊」(卷五)には「冗不可言」(冗ナルコト言フベカラズ)、「不成意又只是口訥者詼諧」(意ヲ成サズ。又只タ是レ口訥者ノ詼諧ナルノミ)と批語は頗る厳しいが、読耕齋「富士贊」(卷五)には、より厳しい筆誅を二つ加える。読耕齋の贊と共に徂徠の批語を次に掲げよう(括弧内徂徠批語)。

富士贊

読耕子林春徳

(覆庄二字極不穩坐不讀阿房宮賦耳)

蟠^根于^三州^ニ。覆^庄于^十五^州。豈^ニ唯^ニ扶^桑國^裏之^喬

嶽而已哉^{シヤ}。義楚筆^シ之^ヲ。景濂唱^シ之^ヲ。仲和吟^シ之^ヲ。中華亦^モ知^ル其^ノ名^ヲ。嗚呼偉^{ナル}矣乎[。]

(只是中華知名未必偉矣乎林家議論每每如此)

前者は「覆庄」ノ二字、極メテ穩ナラズ。坐シテ「阿房宮ノ賦」ヲ讀マザルノミ」と、冒頭の「覆庄」なる語の誤用を指摘する。「古文真宝後集」所載の杜牧之「阿房宮賦」に「蜀山兀阿房出。覆庄三百里。隔離天日。…」とあり、初学者の必讀書である「古文真宝」のこの箇所を精読せぬためにこんな誤用を犯した、との評はこの上もない皮肉である。また後者は後半部に関して、「只ダ是レ中華 名ヲ知ルノミ。未ダ必ズシモ偉ナラザルカ」、即ち、中華の人が富士の名を知るからとて、以て富士が偉大だと言うのは如何と、その論旨の運びを難じ、「林家の議論は何時もこんな調子だ」と嘲笑する。徂徠は元禄九年に柳沢家に仕官して以来、綱吉の御前で鳳岡と經書の問答を重ねていたことを考えれば、この批語は一層現実味を帯びて聞こえてくる。

元禄期には大坂は学問的には未開の地であり、京・江戸に嗣ぐ文教の地は長崎である。長崎を唯一の流入口として齎らされる明末清初の文化は当時の学者文人にとって垂涎的であり、その享受の成果が徐々に京・江戸へ浸透したことが、元禄という時代の特性であった。徂徠とてもそうした風潮の中に在った筈であるが、前時代の学問を超克するためには、こうした風潮をも批判的に再検討していたことが、萩野本の

批語から窺える。

安東省庵が木下順庵門の柳川震沢に宛てた書牘「呈柳震沢詞宗書」(巻五)のなかで、天和二年の韓使唱和詩を集めた「和韓唱酬集」(天和三年刊)に言及して「若シ中国、大儒来^ル、則、以^テ唱酬集^ヲ、為^ス繞朝之策[、]使^シ之^ヲ知^ル吾国^ノ有^ル人^ノ矣[。]」と言う条りに、評を施して曰く、「中国大儒縁何来長崎想其口舜水為大儒者均是夢黃鶴之俗習耳」(中国ノ大儒何ニ縁テ長崎ニ来ランヤ。想フニ其ノ舜水ヲ口ニシテ大儒ト為スハ、均シク是レ黃鶴ヲ夢ミルノ俗習ノミ)と。朱舜水は寛文五年、水戸藩に儒礼を以て聘せられて同藩の文教政策に功績を残した。それ以前の長崎流寓時には省庵が俸禄を割いて生活を助け、師事したこと周知の通りであり、故に徂徠は批語でこのことに敢えて言及したのである。舜水を口にする際、一方でこうした反感を徂徠が持っていたことは確認しておく必要がある。当の舜水に対しては、中国人の文章にはさすがに和字・和句・顛倒の論難は加えぬものの、「孫子兵法論」(巻三)に「只是坐不読孫子書耳所謂使寸木高於岑楼者也」(只ダ是レ坐シテ「孫子」ノ書ヲ讀マザルノミ。所謂寸木ヲシテ岑楼ヨリ高カラシムル者ナリ)とその論旨を難じ、或いは「楠正成賛」(巻五)に「若楠公可不謂天下之士乎国史無双歎然覚其小耳」(楠公ノゴトキ天下ノ士ト謂ハザルベキカ。国史無双ナルカ。然ドモ其ノ小ナルヲ覚ユルノミ)と、楠木正成を是とする舜水の史観を批判する。

また隠元隆琦の内通事を勤めた長崎の大通事・彭城宣義

「答釈道香書（一）」（卷五）を「西州之嶺雖然徒熟俗語竟欠学問」（西州ノ嶺ナリ。然リト雖ドモ徒ニ俗語ニ熟シ、竟ニ学問ヲ欠ク）と一蹴する。正徳元年には岡島冠山を師に迎えて中国語學習結社「訳社」を結成し、中国口語習熟の必要性を説いた徂徠であつたが、それは漢文の正確な読解、作文を見据えた上での主張であつて野放図な口語習熟を説いたのではないことがこの批語より知れる。

以上、萩野本の批語から三都の学者に対する徂徠の評判を粗々ながら見てきた。特に京儒への酷評は口を極めており、宝永正徳の交の徂徠は想像以上に強い対抗意識を京儒に向けていたと言えそうである。これは『名賢文集』自体が京儒の文章を多く収録するからでもあろうが、すれば、文教の地・京都を超越し、江戸に新たな儒学流派を打ち立てんとする徂徠にとって『名賢文集』は最良のテクストであつたとも言えるのではなからうか。

六 結語

吾邦の儒学史を簡潔に叙した、那波魯堂『字問源流』（寛政十一年刊）に、次のような一節がある。

徂徠全ク此説（明代李攀龍・王世貞の古文辞説）ヲ喜ビ、
作述皆是ニ倣ヒ、兼テ世間ノ学者詩文ノ道ニ拙ク、其風
格ノ違ヘルノ外、和氣、和習アリ、顛倒アリ、音異ナレ

ドモ訓同ジキニ由ルノ誤アリトテ、闇斎、東涯ヨリ、猶
一ニノ先輩ノ文数篇ヲ撰抄シテ、其傍ニ字ヲ附ケ、改作
点竄ス。徂徠詩文ノ才高ク、其言亦皆謂レナキニ非ザル
ニ依テ、信服スル人稍多シ。：

徂徠の時代から遠く隔たった魯堂が、徂徠が『名賢文集』に批語を施したなどという些細な事実を知っていたとは考え難く、この条りは『文戒』に言及したものと見て誤るまい。そして魯堂は、徂徠の『文戒』の論難に信服する者が多いと記すが、まさにその先駆者として、本稿第三節に記した通り、刊行される以前の『文戒』と徂徠の刪潤した『名賢文集』とをいち早く入手して文章批判の方法論を学んだ宇野明霞・土朗兄弟を挙げることができよう。

その方法論は明霞の『名公四序評』として結実した。本書は福田元秀編『護園名公四序』（享保十一年刊）所載の徂徠、南郭、平野金華等の序文を批評して本編とし、さらに平野金華の詩文集『金華稿刪』を批評した「弾金華稿刪」を附録とする。前者は無年記の明霞序文末尾に「此編之成、蓋在享保庚戌辛亥之間」と註記され、即ち享保十五、六年の交成立、後者は享保十一年二月撰の明霞の小序があり、成立はこの年である。その小序に、

余 子和（金華）ノ文ヲ觀ルニ倣字有リ、倣句有リ、倣氣有リ、古ヲ用キテ毎ニ繆リ、自運 妄多シ。叙事二法無ク、或ハ辞ヲ得ズ、持論当ラズ、又定見無シ。：

と言ひ、また士朗撰「題彈金華稿刪後」では、『文戒』は金華等、現今の護園一門においては戒めとなつておらず、却つて「如余兄弟有頼焉」と豪語する。もはや本書が『文戒』と同じ批判方法を採用していることはここに喋々するまでもあるまい。かくして、皮肉にも『文戒』の批判方法は徂徠自らの護園一門に向けられることとなつた。宝曆明和以降、京坂の地に興つた反護園の風潮は、既にこの時点からその予兆があつたものようである。

本稿は徂徠書入れの『名賢文集』に関して、その刪潤した時期が宝永末年頃であることを検証し、それを通して一当代人の元禄文壇觀を導き出そうとしたものである。『弁道』（享保二年刊）第一条の「不佞藉天寵靈、得王李二家書以読之、始識有古文辞」との条りは、徂徠の文章論、ひいては徂徠学への覚醒の証しとして、宝永二年四十歳の頃の発言である。と、明代古文辞説の影響などと併せて崇高に論じられるが、こうした元禄期の儒家の文章を超越せんとする試みは、徂徠のこの発言を实地に裏付けする一徴証ではなかつたであらうか。

註1 かかる当代邦人の総集の出刊が元禄期詩文壇の特性の一であること、揖斐高「元禄の漢詩文」（『講座元禄の文学Ⅰ 元禄文学の流れ』勉誠社 平成4）に既に指摘がある。

註2 明霞が当時にあつて特異な訓法を用いたこと、またその訓法を理解する参考書として大典顕常編の一連の語学書、『詩語

解』（宝曆十三年刊）、『文語解』（明和九年刊）、『詩家推敲』（寛政十一年刊）等があること、徳田武「宇野明霞の訓法の悲劇」（『江戸漢学の世界』所収、ベリかん社 平2）に詳しい。「復田文瑟書」の前引箇所の終わりの一文は、原文は「僕弱冠時得文戒、及所刪潤二首、而覽之、遂為其所染焉」であり、傍点を附した「及」字に関して、『文語解』巻四ではオヨブ・マデ・ト・トモニの四つの訓を掲げて、「与」字と同義であることを説く。従つてここは訓読文に示した通り「僕弱冠ノ時、『文戒』ト刪潤スル所ト二首ヲ」と、『文戒』と刪潤した『名賢文集』とを並置した言い方となる。

註3 吉川幸次郎「徂徠学案」（岩波日本思想体系36「荻生徂徠」所収）七二―三頁に、「仁斎の文章についての指摘、少半は首肯され、大半は首肯しがたい」と『文戒』に関してコメントを付す。

註4 註2掲出徳田論文参照。

註5 年時考証は平石『徂徠年譜考』七四頁参照。

註6 『名賢文集』での原題は「送荒川景元赴絳州序」に作る。

註7 例えば「学問之法、予岐而為二。曰血脉。曰意味。血脉者謂聖賢道統之旨。若孟子所謂仁義之説、是也。蓋意味本自血脉中来。故学者当先理血脉。……」（『語孟字義』巻之下「学」第四条）など。

註8 平石『年譜考』一一九頁参照。氏は該書執筆時には本国字讀を裏見されておらず、『徂徠集』巻二三所収「与藪震庵」第六書の文面から考証して、みず書房版『荻生徂徠全集』第四巻口絵に載る、京都大学付属函書館蔵本の写真版を指して、享保六年四月十三日執筆のものであらうと推測して言及す

る。筆者架蔵の「雷伊州所蔵三軸之内抄書／徂徠先生答震庵先生書牘二通」と題する写本は、『徂徠集』巻二三所収「与蘇震庵」第七書と本国字牘とを書写したものであるが、いま引用はこれに依拠する。

註 9

多治比郁夫「林東溟」(「山口県地方史研究」第三三号 昭55・6)第五節には、『文野』が『文戒』を剽窃した擬作であることを述べた、春台の国字牘の存在を紹介されている。

註 10

既述、吉川「徂徠学案」七〇六頁に「なお写本で伝わる『文野』なる書は、この見地から漢文の語序を説くもので、のち『護園隨筆』の附録とした『文戒』の初稿である」。また河出書房版『荻生徂徠全集』第一巻『護園隨筆』解説も同様。

註 11

平石『年譜考』十九頁に、『徂徠集』を編集する際の最終段階の原稿である『徂徠集稿』(慶応義塾図書館蔵)より本書牘後半部の塗抹部分を紹介されるが、そこに東溟に言及して「：：看它文章、下其父甚、依様葫蘆、不能写事態、宛如目見、何取於文也、：：」とその文章を酷評する条りが見えており、『文野』が『文戒』と同様、当代の儒者の文章を論難した書であった可能性を示唆する。

註 12

中野三敏「十八世紀江戸の文化」(『日本の近世12 文学と美術の成熟』中央公論社 平5)では、徂徠学派を「関東根生いの儒学派として最初の全国的学界的制覇という輝かしい成果をおさめたもの」と捉える視点が提示される。徂徠が自らの門流に「関東根生い」という地理的な性格を自負していたと考えれば、荻野本批語に見える京儒に対する酷評も理解し易い。

〔付記〕本文中の板本資料の引用は、『明霞遺稿』は東北大学狩野文庫蔵本のマイクロフィルムに、『名公四序評』は九州大学文学部図書室蔵の紙焼写真に各々依拠し、その他は特に断らない限り、中野三敏先生・九州大学附属図書館の所蔵本、および架蔵本に拠って行っている。